

# 民泊民宿協会入会のご案内

一般社団法人民泊民宿協会では、住宅宿泊事業管理業社の皆様へ  
緊急対応サポートの斡旋サービスを行います。

## 入会資格

- 1) 賃貸借契約の物件で宿泊施設を運営する住宅宿泊事業者（ホスト）
- 2) 自己所有物件で宿泊施設を運営する住宅宿泊事業者（ホスト）兼物件

## 会員種別

会員種別		入会金
一般会員	物件の面積 1~50㎡	24,900円
	物件の面積 51~100㎡	32,900円
	物件の面積 100㎡以上	40,000円

## 入会までの流れ

### 1) 入会申込書を弊社Webサイトからダウンロードして下さい

入会申込書の必要事項を記入し下記へFAXまたは入会申込書をメール送信して下さい。

FAX：03-6246-7864

E-mail：[entry@minpaku-kyoukai.com](mailto:entry@minpaku-kyoukai.com)

### 2) 各種会費の初回お振込み

\* 初回のお振込みは、お申込書受付後に本会より振込指定口座をメールもしくはFAXにてお知らせ致します。

### 3) 入会手続き完了

\* 一般会員より初回会費の入金を確認後に本会より「会員物件登録証書」「会員のしおり」「協会の内規」を会員にメールを送らせて頂きます。これで入会手続きが完了です。

### 4) 補償サービスの開始日について

一般会員から初回会費の入金を確認のとれた翌日が補償サービスの開始です。

例) 入会申込日 5/20(金曜日) 会費の入金確認日 5/20(金曜日)⇒開始日 5/16(土曜日)

入会申込日 5/20(金曜日) 会費の入金確認日 5/23(月曜日)⇒開始日 5/24(火曜日)

## 協会概要

法人名	一般社団法人 民泊民宿協会
事業目的	当協会は、民泊民宿事業を営む事業者の利益を図りつつ、民泊民宿事業の安全性、利便性及び衛生環境の向上に寄与することより、日本の観光事業の促進並びに安心安全なまちづくりの実現を図る事を目的とします。
事業概要	1. 民泊民宿物件、事業者に対する損害賠償補償サービスの提供、および斡旋 2. 民泊民宿物件運営事業者間のマッチングサービスの提供 3. 民泊民宿事業に関する申請業務の代行サービスの提供、および斡旋 4. 民泊民宿物件のトラブルサポートサービスの提供、および斡旋 5. 民泊民宿物件の清掃代行サービスの提供、および斡旋 6. 民泊民宿事業者に対するセミナー開催、コンサルティングサービスの提供、および斡旋
所在地	本店：東京都品川区戸越3-4-18
連絡先	TEL 03-6246-7863 FAX 03-6246-7864
設立	平成28年3月16日
代表者	理事長 大坂 登

## 個人情報保護方針について

1. 法令の遵守  
本会は、個人情報の適切な取扱いのため、個人情報保護に関する法律等の法令を遵守します。
2. 個人情報利用目的  
本会への入会に当たり提出された申込書、その他の書面に記載された個人情報は、本会および本会の事務委託先が、①本会員への情報提供、②更新の案内や本会運営に関する通知など会の運営に関する情報提供を行う目的にのみ利用します。
3. 個人情報の管理  
本会が収集した個人情報を正確かつ最新なものにするため、適切な措置を講じます。  
また、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等が行われることを防止するために必要と考えられる安全対策を講じます。
4. 個人情報の外部への提供  
本会では、以下の場合を除いて、本会の収集した個人情報を外部に提供することはありません。
  - (1) 情報主体が同意されている場合
  - (2) 法令にもとづく場合
  - (3) 2.の利用目的の達成に必要な範囲内において、本会業務委託先に提供する場合
  - (4) 保険金の請求に必要な場合
  - (5) 不正又は不当な入会申込及び本会の健全な運営を妨げる行為を防止する為に必要な場合
  - (6) 情報主体または公共の利益のために必要であると考えられる場合
  - (7) その他適当な理由がある場合
5. 情報の開示・訂正等  
情報主体は、本会に対して、本会が保有しているご自身の個人情報を開示するように求めることができます。開示の結果、当該個人情報に誤り等がある場合は、情報主体は本会に対して当該個人情報の訂正、追加または削除を請求することができます。そして、特別な事情のない限り、ご本人様であることを確認させて頂いたうえで、訂正、追加または削除に応じます。
6. 質問・苦情の窓口  
本会が保有する個人情報の取扱方法にご意見があるなどの場合に備え、情報主体からのご連絡、お問い合わせを受けられる窓口を設置します。  
個人情報の取扱に関するご連絡・お問い合わせ、および個人情報の開示または削除を要求される場合は、下記の個人情報に関する相談窓口まで文書、FAXまたはE-mailでご連絡を下さい。

## 補償サービスの内容について

本会の「会員補償制度（以下、本制度）」は会員個人が保険会社と契約するものではありません。本会員が運営する宿泊施設の管理に起因して法律上の賠償責任が発生した場合に、本会との間で包括契約をしている三井住友海上火災保険株式会社により損害保険会社から支払を受ける保険金全額を本会を通じて会員へお支払する制度です。

また、万が一、施設オーナーまたはゲストから業務に起因する内容に関し、別紙会員補償内規の対象となる民事訴訟を起こされた場合の弁護士費用も対象となります。

本制度により保障される主な内容

- ① 身体障害あるいは財物損壊に起因して法律上負担した賠償責任
- ② 訴訟・仲介・和解の弁護士費用など本会が認めた費用

\* 補償額は① + ②から免責額（会員あるいは宿泊者の負担額）を減算したものとなります。

旅館賠償責任補償	補償額	補償の範囲	主な事例
施設管理者賠償	対人・対物共通限度額 1億円/免責なし	民泊物件の構造上の欠陥や所有・使用・管理上の不備、ホストの民泊運営上の不注意に起因して、ゲストを含む第三者の身体・財物に損害を与えた場合の賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食器棚の固定が不十分のため、棚が倒れゲストにぶつかり怪我をさせた。</li> <li>・設置した民泊用の看板が落下し、通行人が怪我をした。</li> </ul>
不動産損壊補償特約	1事故限度額 3000万円/免責なし	住宅宿泊事業のために他人から賃貸する建物および什器備品が不足かつ突発的な事故により、滅失・破損・汚損・紛失・盗取され、ホストがオーナーに対して賠償責任を負った場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホストが民泊用に持ち込んだ設備什器が盗難にあった。</li> <li>・ホストが民泊用に持ち込んだ調理器具の管理不備で出火し、借戸室が燃えてしまった。</li> </ul>
不動産修理費用特約	1事故限度額 3000万円/免責なし	住宅宿泊事業のために他人から賃貸する建物および什器備品が不測かつ突発的な事故により、ホストがオーナーとの契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理したその費用をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホストがリース契約をしている高級家具をゲストが壊し、ホストが修理をした。</li> <li>・ホストが賃貸物件のオーナーが備え付けのテレビを壊し、ホストが修理をした。</li> </ul>
旅館宿泊者賠償補償	対人・対物共通限度額 1億円/免責なし	民泊期間、民泊物件敷地内において、ゲストが第三者の身体・財物に損害を与えた場合の賠償責任補償をします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホストが備え付けていたテレビをゲストが壊してしまった。</li> <li>・ゲストが部屋のドアを開けた時にお同じマンションに住む住民にドアが当たり怪我をさせてしまった。</li> </ul>

### 個人情報の取扱に関する問い合わせ・相談窓口

一般社団法人 民泊民宿協会 事務局センター  
 東京都品川区戸越3-4-18-8F  
**TEL 03-6426-7863 FAX 03-6426-7864**  
**E-mail : info@minpaku-kyoukai.com**

